

京 都 大 学 ロ ー ム 記 念 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 記念館は、京都大学（以下「本学」という。）における産官学連携活動の推進拠点として、本学における研究教育、学術の発展及び社会貢献に寄与することを目的とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第 2 1 条 記念館の管理運営に関する事務は、<u>共用施設アセットマネジメントセンター</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第 2 条 記念館は、京都大学（以下「本学」という。）における産官学連携活動の<u>桂地区</u>の推進拠点として、本学における研究教育、学術の発展及び社会貢献に寄与することを目的とする。</p> <p>(事務)</p> <p>第 2 1 条 記念館の管理運営に関する事務は、<u>施設部管理課</u>において処理する。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>